

# バス協だより

平成18年4月3日

## ◎ 平成18年春の全国交通安全運動の実施について

本年4月6日（木）から同15日（土）までの間、本運動が実施されます。実施にあたっては、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動重点の基本とするほか、「自転車の安全利用の推進」及び「シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」の全国重点に留意するほか、地域の実情に応じた活動を積極的に行って頂くようお願いいたします。

## ◎ 茨バス協の低公害車導入補助等の取扱いについて

平成17年度において、新長期適合バス及びディーゼル微粒子除去装置装着に対する当協会の補助制度を実施しました。18年度においても新長期規制バスの国との協調を図るためにもこれら補助を検討する予定です。

## ◎ 貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針の変更について

この変更は、新規許可基準の改正ですが、既存の事業者にも適用され、現在、都県単位を営業区域としているものを、都県境に接する市町村に営業所を設置する場合は、道路等で接して、同一の経済事情である場合は隣接する市町村をも含む区域を営業区域とする申請が可能であるということです。

## ◎ 不正軽油撲滅について

不正軽油とは、主に軽油に重油・灯油を不正に混ぜて、軽油と称して販売されているものであり、軽油引取税の脱法行為となるものであります。不正軽油は、大気汚染の原因となるとともに、公正な市場競争を阻害しています。当協会は不正軽油を撲滅する事を目的として、茨城県、及び関係機関等で構成する茨城県不正軽油撲滅対策協議会に参加し、意見交換、情報交換、広報等の運動を行っています。

◎ ディーゼル車の二段階目運行規制の実施について

東京都と埼玉県において、大気汚染の改善を図るため、環境条例等により行っているディーゼル車の二段階目の基準の運行規制が本年4月1日から始まりました。これにより、新たに規制の対象となるディーゼル車は知事が指定する粒子状物質減少装置を装着しなければ東京都及び埼玉県内を走行することが出来ません。

◎ 健康管理ハンドブックの活用について

会員の皆様には、(社)東京都バス協会が作成した健康管理ハンドブックを送付しました。心臓病、糖尿病、睡眠時無呼吸症候群(SAS)、飲酒運転の絶対禁止など運転者として最低限知っておかなければならない疾病などについて記載されております。乗務員教育等にご活用下さい。

◎ 車輪脱落事故防止のための正しい取扱いについて

車輪の脱落は、路上故障や他の交通の妨げとなるばかりでなく、場合によっては重大な事故を引き起こし、人の命にかかわることもあります。日頃から、正しい点検・整備の励行をお願いいたします。(社)日本自動車工業会の作成した大型トラック・バスの「車輪脱落防止のための正しい取扱いについて」に留意いただくとともに、点検の結果、ホイールボルトの折損など異常を発見した場合は、そのまま運行することなく、直ちに確実な整備を行い、車輪の脱落防止をお願いします。